

大会規定

(総則)

第1条 本大会は「東京六大学対抗グライダー競技会（以下、「大会」と言う）と称する。

(目的)

第2条 本大会は、競技を通じて学生グライダースポーツの向上と、健全なる心身の育成をはかり、もって航空文化の発展と、六大学間の親睦を深めることを目的とする。

(役員)

第3条 本大会に次の役員をおく。

- ・会長1名、副会長5名
- ・競技委員長1名、競技副委員長5名、競技委員若干名
- ・審判委員長1名、審判副委員長5名、審判委員若干名
- ・学生委員長1名、学生副委員長5名、学生委員若干名

(会長)

第4条 会長は主幹校の部長とし、本大会の運営を統括する。副会長は主幹校以外の部長とし、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その1名が職務を代行する。

(競技委員)

第5条 競技委員長は主幹校の監督とし、会長の統括のもとで大会の運営を統括する。競技副会長は主幹校以外の監督とし、競技委員長を補佐し、競技委員長に事故がある場合には、その1名がその職務を代行する。競技委員は、各校監督に委任され派遣された地上教官とする。

(審判委員)

第6条 審判委員は六大学のいずれにも利害関係を持たない中立な第三者を選任し、そのうちの一名が審判委員長に就任する。審判委員長は、会長の統括のもとで競技の審判に関する一切の事項、及び競技の判定に対するクレームの処理を統括する。審判副委員長は審判委員長を補佐し、審判委員長に事故がある場合には、その職務を代行する。

(学生委員)

第7条 学生委員は、六大学各大学主将、及び六大学の中から選任された学生によって構成され、主幹校の主将を学生委員長とし、主幹校以外の六大学主将の中から学生副委員長を選任する。学生委員長は、会長の統括のもとで大会における第4条、第5条、第6条に定められた以外の全ての雑務を統括する。学生副委員長は学生委員長を補佐し、学生委員長に事故がある場合には、その職務を代行する。

(補則)

第8条 資格審査、競技、表彰など、細部は別に定める。

大会競技規定

(総則)

1. 本規則は大会における競技の運営について定める。
2. 本規則は大会の競技種目、実施の方法、および各種競技の成績順位を定め、大会の適正な運営をはかることを目的とする。

(競技種目)

3. 競技種目は、24km周回コース速度競技とする。指定された周回コースを飛行し、飛行距離と所要時間の長短により優劣を競う。

(参加)

4. 競技に参加する選手は、所属大学航空部を基本とするチームを編成し申し込むものとする。チームにはチームリーダーを置き、チームを代表して大会本部間との連絡にあたるほか、チームを適切に統率、監督し、競技の円滑な運営に努力する。
5. 選手は、集合日に参加費を支払う。参加費は大会の運営にあてる。

(参加資格)

6. 選手資格は以下の条件を満たす者とする。
 - (1) 慶應義塾大学、東京大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学に本拠をおく各航空部のいずれかに所属し、大学航空部在部4年以内（ただし、在部4年以内の大学院生等、事前の協議で認められた場合はこの限りではない）である者。
 - (2) 有効な技能証明（自家用操縦士、または事業用操縦士、滑空機・上級）を所持、さらに銅章相当の技量を有し、競技に必要な能力を有する者。オープン参加する場合は有効な技能証明または練習許可書を所持していなければならない。
 - (3) 各校監督の許可を得た者。
 - (4) オープン参加する場合、有効な技能証明を所持していない者は教官と同乗しなければならない。

(オープン参加)

7. オープン参加とは、より多くの者に大会出場の機会を増やし参加者の経験を積ませることで技量の向上を目指し、以後の大会の発展を目的とする。

(競技機材)

8. 競技機は上級滑空機とし、型式は制限しない。機体数は各校、競技機2機・予備機1機の合計3機までとする。
9. 競技機はいずれも有効な型式証明を有するものでなければならない。競技機の装備は、各機に規定されたものでなければならない。
10. 競技機をはじめ、トレーラー、無線機など参加するために必要な編成装備は、参加者が準備するものとする。
11. 自記高度計、旋回点撮影用カメラ（時計表示付き）を搭載しなければならない。旋回点撮影用カメラについてはデジタルカメラの使用を認める。
12. 競技機は、競技開始までに規定された装備・点検が行なわれていることを大会本部により確認を受けなければならない。

(保険)

13. 参加者は、自己の負担において、別に定める第三者賠償保険と傷害保険に加入契約するものとする。

(競技の運営)

14. 運航管理委員は、大会規定第3条の各役員で構成する。
15. 競技は、全て競技委員の指示に従って行なう。
16. 競技は原則として、開始10:30、最終発航15:30、競技終了16:30とする。但し、運航管理委員で話し合っって臨時の選手ブリーフィングを開き、選手ブリーフィングで反対が出なかった場合には、これらの時刻を変更することができる。
17. 競技は当日出場したチームの全てが発航を終えた時有効とみなされ、成立する。
18. 競技機の飛行は、離陸を持って始まり、着陸をもって終了とする。飛行成績は、競技機の出発に始まり、到着または着陸をもって行なう。
19. 競技機の「出発」とは、競技機が発航位置から離脱したときとする。
20. 競技機の「離脱」とは、競技機が曳航索から離脱したときとする。
21. 競技機の「到着」とは、その飛行の終了にあたり、指定された到着点を通過したときとする。
22. 競技機の「着陸」とは、飛行を終わって着陸し、静止した時とする。
23. 「旋回点への到着」とは、飛行機が旋回点の垂直上方、またはその点の外側上方を通過した時とする。
24. 競技機が旋回点に到着した時はそのことを写真撮影によって証明する。

(飛行成績)

25. 飛行速度は、指定された距離を飛行時間で割って得られる平均速度とする。飛行時間は、離脱時刻から到着時刻、または着陸時刻までに経過した時間とする。
26. 飛行距離は、地図上の各点の座標から計測された距離とする。
27. 競技者の飛行成績は、別に定める計算式に当てはめて算出し、順位を決定する。

(表彰)

28. 団体上位3チーム、個人順位6位までを表彰する。

(審判)

29. 審判委員は、競技の方法や判定に関する諸問題を裁断する。

(飛行の安全)

30. 大会期間中の飛行は全て航空法、令、規則により、安全に行なわなければならない。
31. 上記の諸規則に違反したときは、減点または失格とする。無謀な場外着陸、低空飛行、他機との接近など危険な飛行をした時は当日または全期間失格とする。また飛行の安全について知識・認識が欠ける者は、全期間失格とする。
32. 運行管理委員は競技の継続が危険と判断した場合はそれ以降の発航を停止することができる。また、停止期間が長く、競技に公平を欠く場合は、その日の競技を中止することができる。

33. 競技者は飛行の安全のため万全を期さなければならない。特に、他競技機との間のいかなる危険行為も避けることを絶えず留意しなければならない。
34. 競技機に対する指示・連絡・通報などは、原則として滑空機専用周波数無線機を使用する。飛行中の競技機に対しては、運行管理委員以外の無線局及び全ての通信機器から、指示・援助を与えてはならない。但し、緊急通信、救援活動のための通信、及び航空機局と航空管制機関等との飛行の安全のための通信を除く。
35. 競技の安全についての細部は別に定める。

(補則)

36. 緊急の場合は、この規則にかかわらず、競技者は自己の安全のために最善の方法をとることができる。

大会競技細則

1. この細則は競技規則に基づき本大会の運営に適用する。
2. 周回コースは、妻沼—高林給水塔—千代田—妻沼（24 km）とする。但し、管制機関などとの調整により変更もある。
3. 周回数・周回方向は気象状況により前日に予告し、当日の競技開始三十前までに決定し発表する。
4. 競技空域は妻沼滑空場を中心とした半径9 km区域内で、高度は5000ft以下とする。また周回コース上およびその付近では高度2000ft以上とする。航空機局（VHF）を装備する競技機についても、同一空域・同一高度範囲内で競技飛行する。
5. 発航方法はウインチ曳航とする。発航に必要なWリング・単索・ヒューズ・プラグコネクションリングなどは、参加者が準備する。
6. 規則12にいう保険は、第三者賠償保険1億円以上、傷害保険1000万円以上とする。
7. 競技の運営は競技細則による他、細部は次によって行なう。
 - (1) 毎日の競技機の発航順位は前日の抽選によって決定する。
当日の2回目以降の発航順位は場周に入った順番とする。この時、ダウンウインド上ピスト横のチェックポイント付近の適切な位置でピストへ無線、または無線機が使用できない場合は定められた方法により着陸の意思を示した時点を持って場周経路への進入とする。
 - (2) 競技機は、発航可能になってから3分以内に発航しなければならない。ピストは発航可能になってから3分経過の警告を行う。出発機が警告後、30秒以内に発航しない場合は、発航したものとみなし、その時点での最終発行順位とする。また、発行可能な状態とは、直前の機体の曳航索を巻き取り、ウインチのパトランプが消灯した時点、またはリトリブが到着後索をショルダーに寄せた時点からとする。
 - (3) 索切れなど曳航不調の場合には再発航することができる。その場合は、ただちに「キャンセル」を宣言して、すみやかに着陸しなければならない。
 - (4) 旋回点・フィニッシュラインを通過するときは「先入機優先」とし、他機警戒について十分な注意を払い、他機を妨害するような行為をしてはならない。旋回点では、周回方向と同じ方向に旋回する。
 - (5) フィニッシュラインは競技開始時のピスト横、滑走路直線状の高さ対地300m以上を設定した計測器の測定範囲内を指定方向から進入通過するものとする。
 - (6) フィニッシュライン及び旋回点、妻沼滑空場を通過する場合は、運航管理委員の指示を受けなければならない。またフィニッシュライン通過後は、運航管理委員の指示に従い順次着陸するものとする。
 - (7) 競技は、主に第1滑走路下段（B、C、D）で行う。着陸機が数機重なって進入し危険な場合は、第2滑走路に着陸を命ずることがある。
 - (8) 選手の競技機は固定とし、当日中に得点するまで機体の変更をしてはならない。
8. 競技機の装備品については次のように定める。
 - (1) 自記高度計は、記録紙に学生委員長のサインを受けて使用し、競技終了後写真と共に提出する。
 - (2) 競技者はパラシュートを装着しなければならない。
 - (3) 重心位置を調整するバラストは、確実に固定されていなければならない。
 - (4) ウインチ曳航のため、水バラストは使用を禁止する。
 - (5) 万が一場外着陸した場合に備え、原則として携帯電話を搭載すること。

9. 写真証明については、次のように定める。
- (1) フィルムは選手が白黒フィルムを準備し、装填すること。画面は 35mm サイズで撮影することとする（ハーフサイズは判定が困難なため不可とする）。
 - (2) カメラの時刻表示は、毎日競技開始前にピストの時計に合わせ、運航管理委員の封印を受けなければならない。
 - (3) 毎飛行ごとに、宣言版、ピストの時計、選手の顔およびゼッケン番号を同一画面に写したものに引き続き、旋回点及び時刻が写されていないなければならない。
 - (4) 旋回点の撮影範囲は、地図に明示し掲示する。
 - (5) 旋回点の写真には、自機の翼端を入れる。
 - (6) 旋回点が生機の翼、風防の傷や汚れ、他の航空機、雲の断片などにより隠されている場合でも、周囲の情景などから当該旋回点であることが立証される場合、その写真は有効とする。
 - (7) 撮影後のフィルムは選手の責任で現像し、切断されない 1 本の長さのままで、選手名・チーム名を明記し、当日の競技終了後できるだけ速やかに、遅くとも 2 時間以内に大会本部に提出する。但し特別な事情により審判委員の許可を受け遅れた者は、この限りではない。
 - (8) デジタルカメラの使用については補則を参照のこと。

10. 当日の飛行成績は、次の式により計算される。

$$P = Rd(500 + 500 \times Rv) \times Rh - Pdis$$

P = 得点

Pdis ; 各選手の減点

$$Rd: \quad \text{距離得点係数} = \frac{\text{各選手の飛行距離}}{\text{当日の最大飛行距離}}$$

$$Rv: \quad \text{速度得点係数} = \frac{\text{各選手の速度}}{\text{当日の最高速度}}$$

Rh ; ハンディキャップ

11. 有効得点数は、出場登録機体数に関わらず各校 4 周。
12. 1 人の選手が 1 日に得点できるのは 1 回のみであり、各個人の競技日毎の最終フライトの成績を得点とする。
13. 採点の特例などは次のように定める。
 - (1) 指定されたコースを、周回できず 1 ポイントのみ往復し、妻沼滑空場に着陸した場合は、往復の距離点のみとし、速度点は与えない。
 - (2) 競技終了時刻までにフィニッシュラインに到着又は着陸しない場合は最後の旋回点までの距離点のみを対象とし、速度点は与えない。
 - (3) 妻沼滑空場以外に着陸したものは無得点とする。
 - (4) ハンディキャップは下記のように定める。

| | |
|----------------------------|------|
| DISCUS、LS4、LS8、ASW24、SZD55 | 0.90 |
| ASK23、ASK21、SZD51-1 | 1.00 |
| Ka-6、Pw-5 | 1.05 |
14. 規則 33 に定める競技の安全について細部を次のように定める。
 - (1) 飛行は昼間有視界飛行方式 (VFR) のみとする。
 - (2) 同一および接近する上昇風帯 (以下「上昇風帯」と言う) における競技機相互間の

- セパレーションなどは次の通りとする。
- (A) 先に旋回中の競技機を優先とする。
 - (B) 先入機と同一方向に同心円で旋回する。
 - (C) 相互に他機を視認できる位置を保つ。
 - (D) 相互の経路が交差する飛行をしない。
 - (E) 上方の競技機を追い越すときは、他の上昇気流を使う。
 - (F) 他機を視認出来ない場合は、高度、上昇率、位置、及び、移動方向などを無線で確認する。
 - (G) 相互に高度差 150m以内に近づかないこと。
 - (H) 同高度付近では、最も接近する旋回経路の間隔が 500m以上離れること。
- (3) オープン参加機は可能な限り競技機への妨害とならないように努め、必要であれば無線で相互に確認の上、上昇風帯からの離脱を行うことが望ましい。ただし、場周経路内ではこの限りではない。
- (4) 制限速度などについて次の通りとする。
- (A) 飛行速度は、各機の飛行規定に示された速度限界以内で、競技機を安全確実に操作出来る速度以下でなければならない。
 - (B) 曲技飛行など、大きな姿勢変化を伴う飛行を行ってはならない。
- (5) 不時着などについて次の通りとする。
- (A) 可能な限り不時着を避けるための飛行経路をとり、原則として 600m以上の高度を維持する。
 - (B) 運航管理者は、周回コース周辺に場外着陸可能な場所を数ヶ所選定し、事前に掲示する。
 - (C) 万が一に備え競技者は、あらかじめ飛行コースの近辺に不時着場を設定し、必ず実地踏査を行い、機体の回収方法についても検討しておく。
 - (D) 妻沼滑空場以外に着陸した場合には、電話により速やかに報告し、また競技者はその土地の所有者または管理者を調べ、本部に報告するものとする。
 - (E) 競技者は、地図・救急用具・係留用具・携帯電話・小銭・電話メモなど、その他必要な用具を搭載し、飛行の障害にならぬよう確実に固定しておく。
- (6) 場周経路の周辺（滑空路中心線から 2 km以内）の飛行について次の通りとする。
- (A) 競技機が集中し、規定の高度差・距離が保てない場合は、次の競技機の発航を中止する。
 - (B) 運航管理委員は、高度 500m以下で滞空している競技機に他地域へ移動を命ずることが出来る。また、高度 200m以下で飛行している競技機に着陸を命ずることができる。
- (7) 機体が 1 機以上上空で滞空している状態でピストチェンジが必要となった場合、発航を中止し、安全が確認された時点でピストチェンジを行う。この時点で飛行している機体はピストチェンジ完了後、30 分以内に帰投しなければならない。手順は以下の通りとする。
- (A) ピストはピストチェンジを完了した時点で、上空の機体に 30 分以内に帰投するように指示する。
 - (B) 30 分経過した時点で着陸が完了していない機体がある場合、速やかに場周するように指示する。ただし、最終旋回点を通過している機体のゴール通過のみ認めるものとする。
 - (C) ピストチェンジが完了し、上空の機体がいなくなった時点で周回方向を変更す

- る。ただし、フィニッシュラインの位置は変更しない。
15. 報告の義務および無線通信について、次のように定める。
 - (1) 旋回点を通過する場合には、原則として直前に「位置・高度」を通報する。
 - (2) フィニッシュラインを通過する場合には、2 km以上手前で「位置・高度」を通報し、運航管理委員の了解を受けなければならない。
 - (3) 外部から場周経路付近に進入する場合には、滑空路から約2 kmの地点で運航管理者に確認し、飛行情報を確認後進入する。
 - (4) 競技機は、10分間以上受信・送信が無い場合、運航管理委員と無線チェックを兼ね「現在位置・高度」を通報する。
 - (5) 通信不能の場合には、直ちに滑空場に帰り、着陸しなければならない。通信不能機は、ピスト横に来るまで翼を大きく振り、通信不能であることを表示する。
 - (6) 競技機の無線通信は、混信を避け必要最小限に行う。
 16. この規則・細則に違反したり、違反を黙認した選手は、減点又は失格とする。
 - (1) 不注意による過失……………50点の減点
 - (2) 規則・指示違反……………100点の減点
 - (3) 危険な飛行、場外着陸……………当日または全期間失格なお、減点・失格の基準は、補則として定める。
 17. 競技の運航及び成績に対しての異議申し立てについては以下のように定める。
 - (1) 規定・細則の範囲外で異議がある場合、各校のチームリーダーで裁定を行う。同意が得られない場合は競技委員の判断に委ねるものとする。
 - (2) 成績・得点に関しての異議申し立ては、成績発表後2時間以内に文書によって行う。審判員は関係者を集め事情を聴取し、裁定する。
 18. その他細部について、次のように定める。
 - (1) 競技期間中に競技機が損傷を受けた場合には、運航管理委員に報告し、修理することができる。但し、事故扱いとなった場合には、調査が終了するまで現場を保存しなければならない。
 - (2) 競技機以外の航空機は、競技の進行中に、競技に影響を及ぼす可能性のある飛行をしてはならない。
 - (3) 競技委員は毎日選手ミーティングを開く。ミーティングには、各選手は必ず出席しなければならない。その際に掲示する飛行上・安全上の事項などは、補充規則として効力を持つ。
 19. オープン参加選手およびチームについては、各競技日の点数の算出は行うが個人順位および団体順位からは除外する。また、競技開始時の発行順はオープン参加機のみで抽選を行い、競技機のラインナップ順最後尾に続く。以降の発行順は大会競技規則8.(1)に従うものとする。

補則：デジタルカメラの取り扱いについて

(1) 記録用デジタルカメラの取り扱いについて

1. 東京六大学対抗グライダー競技会の旋回点撮影記録用デジタルカメラの取り扱いについて定める。
 2. 競技での使用方法
 - イ. 競技に使用する前に全コマ消去の状態ですトに提出し、メモリー挿入部カバーのシールドを受ける。
 - ロ. 競技機に取り付け使用する。
- 注)・電池交換等でシールドを取る場合は、事前に審判員の了解を得て行う。
・途中でシールドを開封したときは、競技使用前と同様の確認を受ける。但し、撮影画像を保存したまま行う場合は、運行管理委員立ち会いの元、電池等の交換を行い、シールドを受ける。
3. 審判委員の確認事項
 - イ. 競技前に、全コマ消去を確認する。
 - ロ. 競技前に、カメラをシールドする。
 - ハ. 競技終了後、競技委員を含めて2名以上で提出されたカメラ本体のメモリー挿入部がシールドされているのを確認する。
 4. 旋回点確認時
 - イ. カメラ本体にビデオケーブル、ACアダプターを接続する。
 - ロ. シールドを付けたまま宣言板、時間、旋回点を判定する。
 - ハ. 主幹校はカメラの画像をパソコンに保存し、全コマ消去を行う。
 - ニ. 主幹校は選手にカメラとメモリーを返却する。

補則：減点などの基準

※ 減点については、基本的に個人の成績から、ただし0点以下にはならないものとする。

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 1. 写真 | |
| 宣言版、時計、選手の顔などが写っていない | −50点 |
| 旋回点撮影範囲外で中心線から両側に45度以上90度未満の範囲 | −50点 |
| 旋回点が画面内に無いが、旋回点に達していると推定されるもの | −50点 |
| 現像ミスなどによる障害、旋回点到達が推定されるもの | −50点 |
| フィルム、自記高記録などの提出時間切れ | −50点 |
| 2. ゴール通過高度 | |
| 対地250m以上300m未満（ノー・グッド） | −50点 |
| | (但し、500点以下にはならない) |
| 対地250m未満（ネガティブ） | Rv=0 |
| 3. セパレーション違反、他機妨害など | |
| 競技期間を通じて1回目の警告 | 警告 |
| 競技期間を通じて2回目の警告 | 翌日飛行停止 |
| 競技期間を通じて3回目の警告 | 以後失格 |
| 4. 低空飛行 | |
| 旋回点高度違反 | 当日の得点から−200点 |
| 低空進入 | 個人総合得点から−200点 |
| 危険な低空飛行 | 以後失格 |
| 5. 高高度、空域違反 | |
| 制限高度、競技空域から脱したもの | 当飛行無得点 |
| 自記高度計から高度記録が判定できないもの | −200点 |
| 6. 場外着陸 | |
| 飛行場、滑空場（第2ランウエー含） | 当飛行無得点 |
| その他場外 | 当日失格 |
| 人身事故、第三者に被害を与えたもの | 以後失格 |
| 7. 無線通信 | |
| ピストの指示に応答しないもの | 当飛行失格 |
| 8. 危険な飛行 | |
| 過失 | 当日失格 |
| 故意、技量未熟 | 全期間失格 |
| 人身事故、機体が大修理に該当する事故 | 当該チーム 以後失格 |
| 9. 基本操作不良 | |
| 急激なウインチ曳航の初期上昇 | 当日の得点から−100点 |
| 場周飛行の高度または経路不良 | 当日の得点から−100点 |
| 10. その他規則・指示違反 | |
| 軽度の違反、過失 | 当日の得点から−50点 |
| 規則違反、指示違反 | 個人総合得点から−100点 |
| 重大な規則違反 | 個人総合得点から−200点 |

安全対策

東京六大学対抗グライダー競技会実行委員会

◎ 組織体制

1. 選手は、競技前日および当日朝のミーティングに必ず出席する。
2. 申し込み時に各校ごとに選手技量認定届を提出する。
3. 集合日に技能証明・身体検査証・練習許可証を確認する。
4. ウインチ、リトリブなどの要員の精神状態、健康管理に留意する。
特にウインチ曳航者は厳選された者をあてる。
5. 学生委員が持ち場を離れる時は、必ず引き継ぎを行わせ、その長に申し入れる。
6. 競技空域内を同時に飛行する機数は、選手の技能などにより制限する。

◎ 運航（大会ピストの運営）

1. ピストは飛行管制者、地上管制者で構成する。
2. 滑空場の周囲は第三者の進入防止処置を厳重にする。
3. 飛行中の競技機には必ず地上監視員をピスト近くに配置し、着陸まで監視させる。
4. 進入中の機体がある場合には、着陸、停止し安全を確保した後に次機を発航する。
5. 周回コース付近に場外着陸が可能な場所を選定し、掲示して選手に周知徹底する。
6. 上昇気流が少なく、場周経路付近に競技機が集中し、規定の高度差、距離を保てなくなる可能性のある場合は、次の競技機の発航を停止する。
7. 場周経路付近および以内では高さ200m（AGL）以下での連続旋回を禁止する。
8. 競技委員の指示に従わぬ者には着陸を命じ、減点とする。
9. 万一重大事故が発生した場合、心理的動揺による二重事故を防ぐため、運航管理委員は競技を中断し、順次着陸させる。

◎ 参加選手

1. 安全教育のテキストや各大学航空部または個人で所有しているサーマル旋回の技術、空中接触防止の資料および場外着陸の要領などを集めてマニュアル化し、選手全員に勉強させる。
2. 選手はすべての場外着陸場を下見し、障害物や路面の様子、着陸方法、管理者、着陸後の機体の搬出方法などを検討し、また途中の大きな目標を確認しておく。
3. 出場選手が競技大会の雰囲気には吞まれないよう、教職員および同チームの監督、選手同士でチェックする。

◎ 整備

1. 参加機は集合日に、耐空証明、登録証明、航空日誌の検査を受ける。
2. 競技機の装備、搭載物は各機の飛行規程に定められたものであること。
3. 競技機は毎日競技開始前にチェックリストにより点検し、そのリストをピストに提示する。
4. ウインチは毎朝チェックリストにより点検する。
5. 索のエンドセットは基準に適したものを使う。

◎ 気象

1. 気象条件は、日本学生航空連盟の滑空スポーツ訓練実施規則38～41を厳守する。(VMC

であること、正対風 10 m/s 以下、危険な乱流がない、横風 4 m/s 以下で曳航索が場外に落下する恐れがないこと、競技区域内に落雷の危険がないこと)

2. 有視界飛行方式に従うほか、具体的に次の条件を満たすものとする。
 - (1) 滑走路の北西約 5km の刀水橋、南東約 5.5km の利根大堰が見えること。
 - (2) 妻沼滑空場上空から、当日の旋回点付近が視認できること。
 - (3) シーリングは 1000 m 以上とし、雲上飛行は行わない。
 - (4) 平均風速 10 m/s、横風成分 4 m/s、背風成分 2 m/s のいずれかの基準を超えたときは競技を中止する。

◎ 競技空域

1. 競技機は危険な場外着陸を避けるため、高度 600 m (AGL) 以下では安全に着陸できる場所から離れてはならない。
2. 競技機には、自記高度計の搭載を義務づける。飛行後に記録を確認し、規定された高度範囲内で飛行したことを証明する。

◎ 他航空機との調整

競技空域付近を飛行する航空機との調整は次の通り行う。

- (1) 米空軍横田基地
妻沼付近は米軍の管轄する空域のため、自衛隊入間基地を經由し、横田ラプコンに情報を提供し、競技空域付近を飛行する IFR 機に注意を促す。
- (2) 航空自衛隊入間基地
入間基地を使用する自衛隊の VFR 機は妻沼付近を通過するため、入間基地総隊司令部飛行隊および管制隊に毎日競技内容を連絡し、同隊の協力により自衛隊機は競技空域を避けて飛行する。入間管制隊は横田基地管制隊と妻沼ピストとの中継に協力する。細部は別紙「横田基地、入間基地との調整」参照。
- (3) 国土交通省東京航空交通管制部
空域使用については事前に説明し、大会初日と最終日に連絡する。
- (4) 国土交通省東京空港事務所運用課
航空法第 60 条の申請をし、許可を得る。ノータムの発行を依頼する。競技機のフライトプランを一括提出する。民間訓練試験空域 KK4-3 の使用予定を確認する。

◎ 無線通信要領

1. グライダーの専用周波数の無線機を使用する。
2. 呼出名称
ピスト・・・「妻沼ピスト」
旋回点・・・「給水塔」「千代田」
競技機・・・あらかじめ定められたコールサインを用いる。
3. 専用滑走路の名称
ランウェイは、32 (スリー・ツー) と 14 (ワン・フォー)
着陸帯は、土手側を B (ブラボー)、中央を C (チャーリー)、川側を D (デルタ) と呼ぶ。
なお A (アルファ) は現在使われていない。
4. 速度、高度はメートル単位に統一する。全機メートル計器を装備する。
5. 競技機の報告義務
(1) 旋回点を通過する場合は必ず直前にピストに「位置、高度」を報告する。

- (2) ゴールライン通過は約2km手前で「位置、高度」を通報し、了解を受ける。
 - (3) 10分以上受信がない場合は無線チェックを兼ね「位置、高度」を通報する。
 - (4) その他、不必要な交信は行わない。
6. 場周経路への進入
競技機は場周経路へ進入する際、チェックポイント通過時にピストと交信を行う。
7. 無線通信不能
競技機は、無線通信不能の場合、直ちに着陸する。当該機はピスト横に来るまで、翼を左右に大きく振りながら飛行し、通信不能であることを明示する。ピストは赤白旗の合図により、他機に優先し着陸させる。
合図は次の通りとする。
白旗を振る・・・「着陸してよい」
赤白旗を振る・・・「障害物あり、注意」
赤旗を振る・・・「危険を回避して着陸しなさい」
8. めぬま・フライトサービス
飛行援助用航空局(呼出名称:めぬま・フライトサービス 周波数:130.5MHz)は、ピストでこれを管理する。滑空場周辺を飛行する他の航空機に対して、期間中の競技飛行状況を提供し飛行の安全を確保する。競技機のうちVHFを搭載する機は、めぬまフライトサービスと正常に交信できることを競技開始前に確認せねばならない。

◎ ミーティング

事前の選手ミーティング、および集合日から最終日まで毎日定められた時間、競技会本部(妻沼訓練所)ないし学連で選手全員に競技会実行委員会が次の事項を説明する。

▽ 集合日

1. ライセンス、身体検査証、練習許可証、航空日誌、保険証などの確認
2. 競技規則、細則、安全対策の確認
3. 周回コース速度競技の実施要領の説明、質疑
4. 競技実施空域および管制機関との連絡要領
5. 緊急時の対応要領
6. 無線通信要領
7. 滑空場の使用要領
8. 機材の準備状況
9. 開会式要領
10. 出場選手最終決定発表
11. 学生委員の役割分担、配置など

▽ 競技期間中

1. 当日の得点発表
2. 当日の飛行状況について反省
(運航委員からの指示、選手からの要望など)
3. 翌日の気象予報
4. 翌日の競技予定
5. 発航順位の抽選など

◎ ブリーフィング

競技実施日は飛行開始の30分前に滑空場ピストで、選手、学生委員に対し、次の事項を説明

する。また気象条件などにより競技が中断される時は必要に応じてブリーフィングを行う。

1. 気象解説
2. 本日の競技コース発表
3. 運航指示
4. 機体点検確認
5. 選手の健康状態確認

◎ 実行委員ミーティング

期間中毎日、競技終了後、競技会本部（妻沼訓練所事務所）で、実行委員全員が、当日の競技結果と翌日の予定および注意事項などを協議する。

<以 上>